

令和3年度事業計画書

一般社団法人富津市シルバー人材センター

1 基本方針

一般社団法人富津市シルバー人材センターは、富津市内の高齢者が臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動の機会をいつでも受けることができるようにするため、雇用失業情勢や国・県の関連施策等を踏まえ、千葉県シルバー人材センター連合会と一体となって高齢者の多様な就業・社会参加の促進を図ってまいります。

労働力の減少が見込まれる中、高齢者の活躍が期待されており、シルバー人材センターは、就業の機会を提供するとともに、地域の高齢者が活躍する場を確保することに取り組んでおり、事業の果たす役割は一層重要となっています。

国は、高齢者に対する任意的な就業機会を提供する団体を育成するため国庫補助を行い「シルバー人材センター」は、国の施策として全国的に推進されてきました。

一般社団法人富津市シルバー人材センターは6年目に入ります。昨年度は、新型コロナウイルスの影響もあり当法人も大きく影響を受けました。作業依頼の減少する中ですが、感染予防に留意しながら6年目を充実させてまいります。

何よりも会員の安全が優先されるわけですが、会員の募集・地域への周知を展開しながら、より充実した事業推進を図るため下記のとおり目標を定め積極的な事業展開を実施してまいります。

具体的な事業内容は、

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供。
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究。
- (3) 高年齢者の就業に関する相談。
- (4) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高年齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供。
- (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会などの実施。
- (6) 公共施設の受付、清掃、管理等の受託及び派遣事業受託の拡大。

- (7) 社会貢献事業の一つとして障がい者福祉事業の展開。
- (8) その他シルバー人材センター事業の目的を達成するために必要な事業。

高齢者の生きがいつくりや地域社会への貢献など社会的期待に応え、シルバー人材センターの意義を高めてまいります。特に生活困窮者や生活保護受給者等の経済的困窮者に対し、中間就労的な援助をすることで自立に向けた支援を行います。高齢者・生活困窮者等が元気に就業することで、生きがいの充実と社会参加を実現する団体として、高齢者自身が高齢者福祉の担い手となり、活力ある地域社会づくりに寄与するという事業の目的に沿って、地域活力の推進に努め、高齢者活用・現役世代サポート事業の導入に取組、センターの基盤拡大に努めます。

さらにシルバー人材センターの就業をめぐって、法令遵守が求められていることを踏まえ「安全で適正な就業」と「誠実で丁寧な仕事」を心がけます。

また、新型コロナウイルスの感染予防に力を入れてまいります。

- (1) 法人の普及啓発活動（広報）の促進を図ります。
- (2) 安全就業意識の徹底を図り、事故防止に努めます。
- (3) 就業機会の開拓と拡充を図ります。
- (4) 適正就業の推進を図ります。
- (5) 就業率の向上を図ります。
- (6) 会員組織の強化と充実を図ります。
- (7) 派遣事業のさらなる推進・拡大に努めます。
- (8) 財政の安定化に努めるとともに経費の節減に努めます。

2. 事業計画の内容

(1) 普及啓発活動の促進

市民・法人等に対して、センターの情報を発信し（ホームページ・広報・新聞折込み等）、センター事業の理解と協力を求め、事業の拡充・会員の増加を図ります。

- ① センターホームページ及び啓発チラシ等によるPR活動の推進（10月の「普及啓発促進月間」を中心に）
- ② 地元日刊紙を活用し広告の配布（広告配布及び会員の募集）
- ③ ハローワークとの連携による加入促進（毎週ハローワークでの説明会）
- ④ イオン情報センターにおける啓発
- ⑤ 読売新聞への啓発記事の掲載
- ⑥ ホームページによる啓発

（２）安全就業意識の徹底

会員の安全対策は就業の基本であり、会員個々の安全就業意識の徹底による就業中の怪我や就業途上における交通事故防止を図ります。またその為の講習会を開催いたします。

- ・安全・適正就業推進委員会の開催（随時）
- ・作業中の安全パトロールの実施（毎日）
- ・富津警察署による安全講習会の実施（６月）

（３）就業機会の開拓と拡充

地域社会のニーズに見合う就業機会の拡大と提供に努めます。

- ① 新規就業機会の開拓
- ② 新規会員の増
- ③ 派遣事業への取組
- ④ 目標の実現に努めます。

- 年間受注件数 ８７８件
- 年間契約高 ４６，６９０千円
- 年間就業延人員 ６，５５０人
- 会員数 １３５人

（４）適正就業の推進

法令順守の就業に努めます。

- ① 安全・適正就業推進委員会の開催。
- ② ローテーション就業等適正就業の確保。
- ③ 派遣事業の拡大。

（５）就業率の向上

地域社会のニーズに見合う就業機会の拡大と提供に努めるとともに、未就業会員の解消に努め就業率の向上を図ります。

- ① 技能の向上を図り、誠意ある就業により地域での信頼を高め、就業率の向上を目指します。
- ② 年間実就業率の目標を８０％に設定し、目標の実現に努めます。

（６）会員組織の強化と充実

会員の親睦に努め会員相互の協力体制を築き、会員組織の強化と会員の増強によ

り、効率的な事業を推進します。

- ① 会員の親睦への支援
- ② 自主・自立・共働・共助の精神のもと、地域及び市民から信頼されるセンター運営に努めます。

(7) 派遣事業の更なる推進に努めます。

地域法人との交流を深め派遣事業を実施することでより広く就業の機会を確保でき、また派遣を望む会員へのサービス向上に努めます。

(8) 財政の安定化に努めるとともに補助金の安定確保に努めます。

現状の人件費補助金等では、センターの運営が厳しいものがありますので補助金の確保に努め財政の安定化に努めます。

(9) 配分金の見直し

配分金は一部見直しをさせていただきましたが、財源不足や会員への処遇改善を考慮し配分金の適正額について検討いたします。

(10) 新型コロナ肺炎の予防対策について

猛威を振っている新型コロナ肺炎の感染予防対策としてアルコール消毒の徹底、事務所内に入るとき体温測定、マスクの装着、ソーシャルディスタンスの徹底をいたします。

これらを計画的に進めセンター事業の拡大に努めます。